

保護者の皆様へ

令和3年度就学援助制度のお知らせ

この制度は、経済的理由によって就学困難と認められるお子様の保護者の方に必要な援助を行い、義務教育を円滑に実施することを目的としています。就学援助を希望される方は、必要な手続きを行ってください。

1 就学援助の対象となる方

1. 前年度又は当該年度において、次のいずれかの措置を受けた方

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| (1) 生活保護の停止または廃止を受けた | (6) 国民年金の掛け金の免除を受けた |
| (2) 市町村民税の減免を受けた | (7) 国民健康保険料の減免を受けた |
| (3) 市町村民税が非課税となっている | (8) 児童扶養手当法第4条の手当を受けて |

いる

- | | |
|------------------|---------------------|
| (4) 個人事業税の減免を受けた | (9) 生活福祉資金の貸付を受けている |
| (5) 固定資産税の減免を受けた | |

2. 1. 以外の方で、次のいずれかに該当する方

- (1) 失業対策事業適格手帳を持っている
- (2) 日雇労働者として職安に登録している
- (3) 職業が不安定で生活状態が悪いと認められる
- (4) P T A会費、学級費等の学校納付金の減免が行われている

3. その他、特別な事情により経済的に困窮している

※上記の理由に該当する場合でも、世帯の所得の状況により認定されない場合があります。

2 支給内容

- | | | | |
|----------------|-----------------|-----------|-----|
| (1) 学用品費・通学用品費 | (2) 新入学児童生徒学用品費 | (3) 校外活動費 | (4) |
| 修学旅行費 | (5) 学校給食費 | (6) 医療費 | |

3 申請手続き

教育委員会事務局、または学校に備えている申請書にご記入のうえ、必要に応じ添付書類を添えてご提出ください。なお、小学校と中学校それぞれにお子様がいらっしゃる場合は、それぞれの学校に提出してください。

- (1) 申請期間 令和3年3月1日～令和3年4月30日まで

※申請は随時受付しておりますが、上記期間を過ぎて申請された場合は、申請月の翌月以降分からの支給になります。また、一部減額や支給できない費目があります。

(2) 提出場所 現在お子様が通っている（入学予定含む）学校

(3) 提出書類 現在お子様が通っている（入学予定含む）学校

○就学援助費（新入学用品費）受給申請書

○申請の理由を証明する添付書類（就学援助の対象理由が1. 2. に該当の場合）

4 注意事項

(1) 前年度に就学援助の認定を受けられた方で、今年度も認定を希望される方は改めて申請していただ

く必要があります。

(2) 就学援助申請内容に変更があった場合は、速やかに現在通っている学校又は教育委員会事務局に届

け出てください。

(3) 審査は世帯（世帯分離・学生・単身赴任等の同居の有無にかかわらず、児童生徒と生計を一にする

方全員）の所得等に基づいて判定を行いますので、無収入の場合でも必ず市町村民税の申告を行って

ください。

(4) 就学援助費は交付を受けた目的以外に使用することはできません。

(5) 虚偽の申請により、就学援助を受けたことが判明したときは、援助費を返還していただく場合があ

ります。

☆ご不明な点は、上板町教育委員会事務局（電話088-694-6814）又は各学校事務担当者までお問い合わせください。